

第4期「あまがさきし地域福祉計画」の策定について

1 地域福祉計画とは

社会福祉法第 107 条の規定に基づく、市町村地域福祉計画にあたるものです。地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。地域福祉計画の策定については、平成30年4月の社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられております。

（社会福祉法抜粋）

（市町村地域福祉計画）

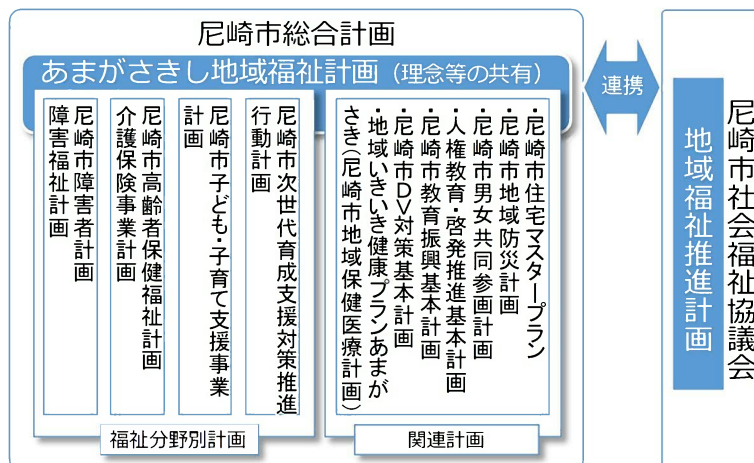
第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2 「あまがさきし地域福祉計画」の位置づけ

尼崎市総合計画の部門別計画として位置づけるとともに、他の健康・医療、防災等の生活関連領域の諸計画と福祉分野別計画との連携を図る計画です。

また、福祉分野別計画との関連においては、各計画の目標値を達成するための施策は各分野を基本とし、本計画は地域福祉の観点から福祉分野別計画に共通する理念を相互につなぐ役割を果たすとともに、総合的な視点から地域福祉の在り方や地域福祉推進を図る取り組みを示すものです。さらに、市の策定する地域福祉計画と尼崎市社会福祉協議会が当事者、住民、関係機関、関係団体等の民間の具体的な活動・行動計画として策定する地域福祉推進計画と連携しながら取り組みを進めます。



第3期「あまがさきし地域福祉計画」より抜粋

3 次期計画のポイント

- 国の市町村地域福祉計画策定のガイドラインに盛り込むべき事項（別紙）として規定されている内容や第3期地域福祉計画の「点検・評価」シートの進捗状況や評価等も踏まえて策定を行います。
- また、第4期計画において検討が必要と考えられる主なポイントは次のとおりです。

【第4期計画で検討が必要と考えられる主なポイント】

- ① 地域共生社会の実現に向けたまちづくりと地域福祉活動の推進
- ② 全市域における地域の見守り活動の推進
- ③ 分野横断的な包括的支援体制の充実

4 第4期「あまがさきし地域福祉計画」策定スケジュール（案）

令和2年	8月31日	第1回	地域福祉計画の策定について（諮問） 計画策定部会の設置について
令和3年	8月	第1回	中間報告について（骨子等）
令和3年	10月	第2回	計画素案について
令和4年	2月	第3回	地域福祉計画の策定について（答申） パブコメ結果の報告

以 上